



# 完済手当金の余裕財源の 推計に係る条件について

平成20年6月  
中小企業庁

## 完済手当金の余裕財源の推計に係る条件について

平成20年6月23日

中小企業庁

### 1. 完済手当金制度の趣旨

中小企業倒産防止共済の共済金の貸付を受けた者は、当該貸付金の十分の一相当額を納付した掛金の合計額から控除される。

これは、本制度が、取引先の倒産により売掛金債権等を回収できず、連鎖倒産をする可能性のある状況にあるなかで、与信審査をせず、無担保、無保証人、無利子で売掛金債権等回収不能額ないしは掛金の10倍のいずれか少ない額を貸し付ける制度であるため、共済金貸付については一定の貸し倒れが不可避であり、この貸し倒れを補填する必要があるためである。

一方、本制度には、共済金の貸付けを受けた者の実質的な負担（十分の一の権利消滅）を軽減するため、余裕財源が生じていると見込まれた場合には、償還期日までに共済金を完済した者に対して、その余裕財源を還元するための完済手当金制度が定められている。

昭和55年の完済手当金制度導入以来、余裕財源は出ていない。

### 2. 余裕財源の推計方法

当初の5年間は、新規加入者を募集しつつ通常の営業を行い、  
次の5年間は、新規加入者は募集せず、共済金の貸付と回収のみを行ったうえで、10年目に制度を廃止し、  
最後の5年間で共済貸付金の回収のみを行う、  
という仮定のもとで、余裕財源が生じるかどうかを推計する。

### 3. 余裕財源の推計に当たって使用する条件の取り方

#### (1) 従来の推計条件

基本は、過去5年平均値を使用して計算。（平成10年度以降）

貸付金回収率については、当該年度の推計は上期実績値を使用し、翌年度以降は過去5年平均値を使用。（平成14年度以降）

推計に使用する条件の種類

共済事由発生率、貸付金回収率、運用利率、解約率、加入件数、掛金収納額、借入利率

## (2) 推計条件の検討経緯

### 専門家の意見

上記条件について複数の損害保険会社の専門家（企画開発担当者、保険数理担当者等）の意見を求めた。

その結果、共済事由発生率以外は過去5年平均値の考え方で問題はないが、共済事由発生率については過去の実績値のバラツキが激しく、最近のように経済環境が長期に渡って上向きの傾向で推移している時期（極めて特殊な状況）での5年平均値を計算の条件とするのは傾向値が上向きのサンプルだけとなるため極めて危険という意見であった。

### 中小機構完済手当金有識者会議の意見

中小機構の完済手当金有識者会議（座長：北村宗一弁護士）において意見を聴取した。

共済事由発生率について、過去10年平均値・1標準偏差を採用することについては問題はないとの意見であった。

なお、完済手当金を支給しながらも財政基盤を強化する術を考えていくのが今後の機構の課題である旨の指摘があった。

## 4. 推計条件についての考え方（案）

以上から、18年度決算以降の完済手当金の計算に当たっては、余裕財源の推計を次の条件で行うこととする。

共済事由発生率については、過去10年平均値・1標準偏差を採用する。 その他については、従来どおり、過去5年平均値とする。
---

中小企業倒産防止共済法（抜粋）  
（昭和五十二年十二月五日法律第八十四号）

（完済手当金）

第十一条の二

中小企業倒産防止共済事業の収支の状況並びにその収入及び支出の見通しからみて、その収支が将来にわたって均衡を保つに足り、なお余裕財源が生じていると認められる場合には、機構は、経済産業省令で定めるところにより、貸付けを受けた共済金の全額をその償還期日までに償還した共済契約者に、第三項に規定する額の完済手当金を支給することができる。

- 2 前項の余裕財源が生じているかどうか及びその余裕財源の額は、経済産業省令で定めるところにより計算しなければならない。
- 3 完済手当金の額は、償還された共済金の額の十分の一に相当する額に、第一項の余裕財源の額並びに共済契約者のうち共済金の貸付けを受けるものの割合及びその共済金のうち償還期日までに償還されるものの割合の予想等を基礎として政令で定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 機構が共済契約者に完済手当金を支給すべき場合において、償還を受けるべき共済金若しくは一時貸付金であって償還期日を過ぎたもの、納付を受けるべき利子であって納付期日を過ぎたもの、第十条第三項若しくは第十条の二第五項の規定により納付を受けるべき違約金又は第十三条の規定により返還を受けるべき共済金、一時貸付金、解約手当金若しくは完済手当金があるときは、機構は、当該完済手当金の額からこれらの額を控除することができる。

中小企業倒産防止共済事業の余裕財源の有無及び額の計算に関する省令  
(昭和五十九年一月二十五日通商産業省令第二号)

中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)第十一条の二第二項の規定に基づき、中小企業倒産防止共済事業の余裕財源の有無及び額の計算に関する省令を次のように定める。

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構、毎事業年度の終了後速やかに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成十六年経済産業省令第七十四号)第十七条第三項の基金經理について、当該事業年度の末日(以下「基準日」という。)における収支残高の額を基礎とし、次の各号に掲げる事項を用いて翌事業年度から十年から十四年の範囲で経済産業大臣が定める年数を経過する事業年度までの期間(以下「計算期間」という。)の各事業年度の収入及び支出の見通しを計算して計算期間の末日における資産及び負債の状況に関する表を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、計算期間の最後の五事業年度においては、新たに共済契約の締結が行われないものとして計算しなければならない。

一 収入

- イ 掛金の納付額 基準日における共済契約者の数、基準日までの共済契約の締結及び解除の推移その他中小企業倒産防止共済制度に係る加入及び脱退に関する基本的事項を勘案して定める各事業年度の初日における共済契約者の数及び掛金月額並びに当該各事業年度又はその各月において新たに共済契約者となる者又は共済契約者でなくなる者の数及び掛金月額を用いて算出する当該各事業年度又はその各月に係る額とする。
- ロ 共済金の償還額 各事業年度の前五事業年度又はそれらの各月に係る第二号イに掲げる額(基準日以前に終了した事業年度については当該事業年度又はその各月において貸し付けた共済金の額)を用いて算出する共済金の償還予定額に、基準日以前の償還の実績等を勘案して妥当と認められる割合を乗じて得た当該各事業年度又はその各月に係る額とする。

ハ 運用収入額 各事業年度又はその 各月における余裕金を市中金利の動向等を勘案して妥当と認められる利率で運用するものとして算出する当該各事業年度又はその各月に係る利子の額とする。

## 二 支出

イ 共済金の貸付額 各事業年度又はその各月における掛金総額の合計額のうち貸付けを受けることができる共済契約者に係るもの(以下この号において「掛金合計額」という。)の十倍に相当する額に基準日以前の共済金の貸付けの実績等を勘案して妥当と認められる割合を乗じて得た当該各事業年度又はその各月に係る額とする。

ロ 解約手当金の額 各事業年度又はその各月における掛金合計額に基準日以前の共済契約の解除の状況等を勘案して妥当と認められる割合を乗じて得た当該各事業年度又はその各月に係る額とする。

ハ 支払利子の額 各事業年度又はその各月における借入金を市中金利の動向等を勘案して妥当と認められる利率により借り入れたものとして算出する当該各事業年度又はその各月に係る利子の額とする。

2 前項の規定により承認を受けた資産及び負債の状況に関する表(以下次項において単に「状況表」という。)において剰余金が生じている場合に、余裕財源が生じているものとする。

3 前項の余裕財源が生じている場合の余裕財源の額は、状況表における剰余金の額に、基準日の翌日から計算期間の末日までの期間、計算期間の各事業年度における第一項第二号イに掲げる額、中小企業倒産防止共済事業の健全な運営等を考慮して経済産業大臣が定める割合を乗じて得た額とする。

## 附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十七事業年度の末日を基準日とする余裕財源の有無及び額の計算から適用する。

## 「共済事由発生率」及び「回収率」の推移とその基本的考え方

基準日	共済事由発生率	推計の考え方	回収率	推計の考え方
昭和57年度末	8.71%	前年度実績値	92.95%	前年度実績値
昭和58年度末	8.37%	同上	90.31%	同上
昭和59年度末	8.36%	同上	87.06%	同上
昭和60年度末	7.29%	同上	87.63%	同上
昭和61年度末	5.88%	同上	87.85%	同上
昭和62年度末	2.96%	過去3ヵ年実績平均値	87.69%	前年度実績値 + 順次 0.5%改善で推移
昭和63年度末	2.04%	制度設計上の推定値(5%)	87.65%	同上
平成元年度末	1.08%	同上	88.41%	過去3ヵ年実績平均値
平成 2年度末	1.07%	同上	89.63%	同上
平成 3年度末	1.79%	同上	89.97%	同上
平成 4年度末	2.32%	同上	89.16%	前年度実績値
平成 5年度末	2.50%	同上	88.28%	同上
平成 6年度末	2.17%	同上	87.25%	同上
平成 7年度末	2.14%	過去5ヵ年で最も高い実績値(H5)	85.00%	同上
平成 8年度末	1.57%	同上	83.32%	前々年度実績値
平成 9年度末	2.35%	同上	83.08%	前年度実績値
平成10年度末	2.43%	過去5ヵ年実績平均値	83.31%	当年度は前年度実績値 + 翌年度以降過去5ヵ年実績平均値
平成11年度末	1.37%	同上	83.09%	同上
平成12年度末	1.65%	同上	83.18%	同上
平成13年度末	2.11%	同上	82.54%	同上
平成14年度末	1.73%	同上	81.01%	当年度上期実績値 + 過去5ヵ年実績平均値
平成15年度末	1.14%	同上	82.69%	同上
平成16年度末	0.70%	同上	82.98%	同上
平成17年度末	0.60%	同上	83.82%	同上
平成18年度末	0.52%		86.37%	

推計結果による余裕財源の有無の状況

基準日	推計結果
昭和57年度末	261.2億円
昭和58年度末	281.8億円
昭和59年度末	491.7億円
昭和60年度末	928.3億円
昭和61年度末	752.0億円
昭和62年度末	570.0億円
昭和63年度末	330.6億円
平成元年度末	164.5億円
平成2年度末	84.8億円
平成3年度末	98.3億円
平成4年度末	115.9億円
平成5年度末	177.3億円
平成6年度末	255.8億円
平成7年度末	33.8億円
平成8年度末	83.5億円
平成9年度末	76.8億円
平成10年度末	90.1億円
平成11年度末	100.6億円
平成12年度末	150.0億円
平成13年度末	174.3億円
平成14年度末	261.5億円
平成15年度末	175.6億円
平成16年度末	144.2億円
平成17年度末	11.4億円



# 完済手当金制度創設の経緯について

平成 20 年 6 月 23 日

## 1. 倒産防止共済制度の創設（昭和 53 年）

中小企業倒産防止共済制度は、中小企業倒産防止共済法（昭和 52 年 12 月公布、翌 53 年 4 月施行）に基づいて運営される共済制度で、その目的を、取引先企業が倒産することにより売掛金債権等の回収が困難となった場合に、積立てた掛金の 10 倍の額を上限に、無利子・無担保・無保証人で、かつ、返済能力等の金融審査は行わず、危急の事態を回避するための資金を供給し、もって中小企業者の連鎖倒産を防止することを目的としている。

## 2. 完済手当金制度の導入（昭和 55 年）

リスクが高い貸付制度を共済制度として維持・運営していくために、共済金の貸付を受けた者に対し、貸付額の 1 / 10 相当額を掛金総額から控除することにより、その財源を捻出し、収支相当の原則の下、制度を運営することとされている。

しかし、予想よりも共済金の貸付け額が少なかったり、貸倒れ額が少ないなど、財政収支が好転し、将来にわたって均衡を保つに足り、なお余裕財源があると認められる場合には、これを共済金の借受者、その中でも完済者に「完済手当金」として支払うことにより、1 / 10 相当額の実質的負担の軽減を図る制度が昭和 55 年に法律改正を行うことにより、導入された。

## 3. 制度の安定的な運営

現在まで完済手当金を支給する環境には至っていないが、昨今の景気動向を反映して貸付額が低位に留まっていることや、債権管理体制の強化等により回収率も高位にあるなど、現在、制度は安定して運営されている。

## 4. 完済手当金を支給するために必要な体制整備

完済手当金を支払うための手続き等については政省令等において規定することが必要とされているものの、過去、実際に完済手当金を支払う環境に至る可能性が低いということでその整備を見送られてきた経緯がある。しかし、上記の通り制度は安定的に運営されており、実際に完済手当金を支給する財政状況を確認してから、法制関係及びシステム関係等の構築に着手するのでは遅いことから、その整備について今年度の制度見直しと併行して進めていくことが必要である。